

北播磨総合医療センター企業団個人情報保護審査会規程

〔平成 22 年 3 月 4 日〕
〔企業管理規程第 17 号〕

改正 令和 5 年 8 月 2 日 企業管理規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法施行条例（令和 5 年北播磨総合医療センター企業団条例第 1 号）第 8 条第 8 項の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を統括し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規程の施行の日以後最初に招集される審査会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、企業長が招集する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。